

(参考)

・まちづくり月間の趣旨

住民の積極的な参画のもとに創意と工夫を活かしたまちづくりを推進することを目的として、昭和 58 年から毎年 6 月を「まちづくり月間」と定め、様々な広報活動や行事の開催等を通じて、まちづくりに関する啓発活動を幅広く実施しております。

※昭和 43 年 6 月 15 日に現在のまちづくりの根幹となる「新都市計画法」及び「改正建築基準法」公布されたことから 6 月としています。

・まちづくり月間のテーマ

近年、地球温暖化、ヒートアイランド現象等の環境問題が深刻の度を増している。京都議定書において、2008 年から 2012 年までの期間中に、温室効果ガスの削減目標を達成することが求められていることから、この目標達成に向け、まちづくり分野においても、行政、地域の企業、住民等が協力し、地球環境問題に対応した、省 CO<sub>2</sub>、省エネルギーに対応したまちづくりを促進するため、「地球にやさしいまちづくり」をテーマのもと、まちづくりに関する啓発活動を展開します。